

静岡大学理学部同窓会会則

(総 則)

- 第1条 本会は、静岡大学理学部同窓会という。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦向上を図り、併せて母校との関係を親密にすることを目的とする。
- 第3条 本会は、事務局を静岡大学理学部内に置く。多数会員在住の地には理事会の承認を経て支部を置くことができる。

(会 員)

- 第4条 本会の会員を分けて、一般会員、学生会員、特別会員、及び名誉会員とする。
- 第5条 本学部の卒業生をもって一般会員、在校生をもって学生会員、本学部現職員・旧職員をもって特別会員、本学部に対し功績のあったもので、理事会により推薦された者をもって名誉会員とする。
- 本学部及び大学院理学研究科に在籍したことのある者で、希望のある者又は理事会により推薦された者を一般会員とすることができる。

(事 業)

- 第6条 本会は、次の事業を行う。
1. 隨時、会報及び会員名簿を発行すること。
 2. 入会式又は懇親会を開くこと。
 3. 卒業論文抄録集の発行の他、会員の資質の向上に寄与する事項。
 4. 理科（数学を含む）教育振興のための寄附行為を行うこと。
 5. その他、本会の目的を達するため、総会及び理事会で決議した事項。

- 第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名
3. 理事 各学科 2～3名
4. 会計監査 2名
5. 顧問 各学科 1名

- 第8条 会長及び副会長は、総会において会員中より選出する。

理事・会計監査・顧問は、会長が総会にはかってこれを委嘱する。

- 第9条 会長は会務を總理し、本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

理事は会務を掌理し、会計を処理する。

会計監査は、本会の会計を監査し、総会において報告する。

顧問は、重要な会務に参画する。

役員の任期は4年とし、重任を妨げない。

(会 義)

- 第10条 会議は、総会・役員会・理事会とする。

総会は4年に1回以上とし、役員会は隨時開催する。ただし、理事会が必要と認めたときは、臨機にこれを開催することができる。

役員会は、会長・副会長・支部長・幹事・顧問・理事・会計監査をもって組織する。

理事会は、会長・副会長・理事をもって組織する。

会長は、役員会及び理事会の議長となる。

第11条 議事は出席者の過半数をもって決定する。

(支 部)

第12条 各支部は、支部長1名、幹事若干名を置く。

幹事は、その支部内における事務を掌理する。幹事に異動を生じたときは、各支部は速やかにこれを本部に報告しなければならない。

第13条 各支部はその活動状況を隨時事務局へ報告する。

(会費・寄附)

第14条 会員(特別会員、名誉会員を除く)は終身会費2万円以上を事務局に納入しなければならない。

2 本会の趣旨に賛同する会員は、寄附を事務局に納入できる。納入する寄附は、用途・目的を指定することができる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第16条 一般会員は、現住所等変更あるときは、その旨を事務局に報告すること。

第17条 本会則を変更しようとする時は、総会の決議を経なければならない。ただし、緊急をするものは、役員会の決議により変更することができる。役員会の決議により変更した事項は、次の総会の承認を得なければならない。

第18条 理事会は、細則を設けることができる。

(附 則)

昭和59年8月5日制定

昭和62年7月5日一部改正

平成5年2月11日一部改正

平成18年8月19日改正